

令和8年 第6回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 令和8年3月23日（月）
開会 午前9時30分 閉会 午前10時10分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 401・402会議室（旧第2・第3会議室）
- 3 出席委員名 松本明彦 野木三司 関美幸 田村浩章 野木依子
- 4 説明者 教育次長 川村義輝 教育理事 起須周平
教育総務課長 西村 隆 理事兼学校教育課長 上羽正行
生涯学習課長 松本 優 スポーツ推進室長 下戸裕子
文化財保存活用課長 村田雅之
- 5 書 記 教育総務課主事 松見純花
- 6 議 事
- (1) 議案第19号 令和8年度京丹後市教育委員会事務局職員の人事異動について
- (2) 議案第20号 京丹後市スポーツ推進委員の委嘱について
- (3) 議案第21号 京丹後市文化財保護審議会委員の委嘱について
- (4) 議案第22号 京丹後市学校運営協議会規則の一部改正について
- (5) 議案第23号 京丹後市就学前からの保幼小中一貫教育の円滑な実施に係る保育所、
認定こども園及び学校の総称に関する規則の一部改正について
- (6) 議案第24号 京丹後市中学生海外派遣事業参加費補助金交付要綱の一部改正について
- (7) 議案第25号 欠番
- (8) 議案第26号 京丹後市教育委員会事務局組織規則の一部改正について
- (9) 議案第27号 京丹後市学校施設の長寿命化計画の見直しについて
- 7 会 議 録 別添のとおり（全17頁）
- 8 会議録署名
別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

令和8年4月28日

教 育 長 松本 明彦

署 名 委 員 関 美幸

- 〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会教育長 松本明彦
- 〔被招集者〕 野木三司 関 美幸 田村浩章 野木依子
- 〔説 明 者〕 教育次長 川村義輝 教育理事 起須周平
- 教育総務課長 西村 隆 理事兼学校教育課長 上羽正行
- 生涯学習課長 松本 優 スポーツ推進室長 下戸裕子
- 文化財保存活用課長 村田雅之
- 〔書 記〕 教育総務課主事 松見純花

〈松本明彦教育長〉

ただいまから「令和8年 第6回京丹後市教育委員会臨時会」を開会いたします。
皆さんおはようございます。

令和7年度最後の教育委員会議となりました。この1年間、教育委員の皆様には、定例の教育委員会議だけでなく、総合教育会議、さらには様々な会議、視察研修など大変お世話になり、ありがとうございました。

また15日には、はたちを祝う式典への出席についてもお世話になりました。今年の二十歳の皆さんは、小中一貫教育を全市展開した10年前にちょうど小学校高学年だった皆さんで、中1ギャップもうまく乗り越え、中学校でも系統的で一貫した学園での教育を受け、育った皆さんです。参加された委員の皆さんも感じられたことと思いますが、式典でのマナーも大変よく、しっかりと登壇者の話を聞ける、文字どおり大人として成長した姿を見せてくれました。思春期をコロナ禍で、心身ともに苦勞された世代でもあり、様々な経験をされた二十歳の皆さんのこれからの活躍を心から期待しています。

また16日は中学校、そして今日は小学校の卒業証書授与式です。お世話になった家族、先生、地域の方に感謝の気持ちを忘れず、新たなステージに向かう皆さんの前途が幸多きことを心から願います。

さらに昨晩は、パースから中学生海外派遣の皆さんも無事帰国しました。今後は各中学校で、3つのマインドセットを心に刻み、リーダーシップを発揮してくれることを強く願っています。

本日は「令和8年度京丹後市教育委員会事務局

職員の人事異動について」を含む8議案の審議を予定しています。どうぞよろしく願いいたします。

〈松本明彦教育長〉

本日の会議録署名委員の指名をいたします。
関美幸委員を指名しますのでお願いします。

それでは、お手元の会議次第に沿って議事を進めさせていただきます。

〈松本明彦教育長〉

初めに、会議の非公開についてお諮りします。

議案第19号、議案第20号及び議案第21号の3議案は、京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第1号の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈松本明彦教育長〉

異議なしということで全員の賛同を得ましたので、議案第19号、議案第20号及び議案第21号の3議案については非公開といたします。

これより会議を非公開とします。

(非公開部分省略 議案第19号、議案第20号及び議案第21号について同意)

<松本明彦教育長>

これより会議を公開とします。

<松本明彦教育長>

次に、議案第22号「京丹後市学校運営協議会規則の一部改正について」を議題とします。
事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈上羽正行理事兼学校教育課長〉

議案第22号でございます。

京丹後市学校運営協議会は、保護者や地域住民等が一定の権限をもって学校運営に参画することで、学校の教育目標やビジョンを皆で共有し、ともに子どもたちを育て、よりよい学校づくりをしていくことを目的に設置しています。

新旧対照の表で御説明申し上げます。改正点について御説明いたします。

今回の改正は、委員の報酬に関する規定を整備するものです。

現行の規定においては、委員の報酬について「無報酬」と定めていますが、この規定を削除いたします。

これにより、委員への報酬については、本市の「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の規定に基づき、適正に支給することが可能となります。改正後は、同条例に基づき、月額1,000円の報酬及び費用弁償を支給する予定としています。

最後に附則として、令和8年4月1日から施行することとしています。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

〈松本明彦教育長〉

議案第22号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

〈野木三司委員〉

確認ですが、無報酬であったものを有償にするということで、この有償にするというのはどこに記載されていますか。先ほど説明があったかも知れませんが、すみません、もう一度お願いします。

〈上羽正行理事兼学校教育課長〉

御質問ありがとうございます。

学校園の運営協議会につきましては、これまではボランティアという側面を重視して、本市規則においては無報酬として運用しておりました。

一方、昨年、京都府教育委員会のほうから指摘を受けまして、地方自治法の法令解釈や、我々も弁護士相談を複数回重ねておったわけでありまして、やはり委員の皆様におきましては、地方公務員法第3条第3項第2号に規定される特別職の非常勤地方公務員の身分を有しているということが明らかになったところです。

そのため、それを受けて、地方自治法に定める報酬の支払いが義務づけられているということになりまして、これは京丹後市に限ったお話ではなく、全国的な流れということになります。

その辺のところを整理させていただきまして、令和8年度からは報酬をお支払いするという流れになったというところでございます。

〈松本明彦教育長〉

規則の中に書き込まなくてよいのか、という話ですけれども。

〈上羽正行理事兼学校教育課長〉

本市の規則で無報酬としておりましたが、これを削るということで、既に上位法令において支払いが義務づけられていることが確定しておりますので、規則には報酬を支払うという文言を記載する必要はないということでございます。

〈松本明彦教育長〉

よろしいでしょうか。

ほかに、御意見、御質問等がありましたらお願いします。

それではお諮りします。

議案第22号「京丹後市学校運営協議会規則の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈松本明彦教育長〉

異議なしと認め、承認いたします。

〈松本明彦教育長〉

次に、議案第23号「京丹後市就学前からの保幼小中一貫教育の円滑な実施に係る保育所、認定こども園及び学校の総称に関する規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈上羽正行理事兼学校教育課長〉

議案第23号でございます。

令和7年12月市議会の定例会において議決されました、京丹後市立宇川保育所を閉所とする京丹後市立保育所条例の一部改正に併せて、改正対象箇所である別表を改正する未施行の規則が既に公布されているため、当該未施行の規則を改正するものです。

新旧対照表を御覧ください。

第3条関係の表中の、峰山学園の学校等の名称から「京丹後市立長岡小学校」を削り、丹後学園の学校等の名称から「京丹後市立宇川保育所」及び「京丹後市立宇川小学校」を削ります。

附則として、令和8年4月1日から施行することとしています。

以上、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

<松本明彦教育長>

議案第23号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<松本明彦教育長>

それではお諮りします。

議案第23号「京丹後市就学前からの保幼小中一貫教育の円滑な実施に係る保育所、認定こども園及び学校の総称に関する規則の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本明彦教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本明彦教育長>

次に、議案第24号「京丹後市中学生海外派遣事業参加費補助金交付要綱の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈上羽正行理事兼学校教育課長〉

議案第24号でございます。

本補助金は、中学生海外派遣事業に参加する生徒の保護者の経済的負担を軽減するために交付しているものです。

今回の改正は、経済的理由により参加を断念することなく、より多くの生徒に海外派遣の機会を提供することを目的としています。具体的には、生活保護世帯いわゆる要保護世帯、及びこれに準じる世帯いわゆる準要保護世帯に対しまして、補助率を引き上げる所要の改正を行うものです。

新旧対照表を御覧ください。

まず、第4条関係です。現行では、一律に補助対象経費の4分の3以内を補助し、保護者負担を4分の1としています。改正案では、京丹後市就学援助に関する規則に規定する要保護者または準要保護者に該当する場合に限り、補助率を8分の7以内へと引き上げ、保護者負担を従来の2分の1に当たる「8分の1」へと軽減します。

次に、様式第1号の変更です。申請者名に「保護者」という文言を明記するとともに、申請者の認定状況を事務局が調査することへの同意に関する規定を追加し、適正かつ円滑な審査を行えるよう整備します。

最後に、附則として、令和8年4月1日から施行することとしています。

以上、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

〈松本明彦教育長〉

議案第24号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

〈全委員〉

なし。

〈松本明彦教育長〉

それではお諮りします。

議案第24号「京丹後市中学生海外派遣事業参加費補助金交付要綱の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本明彦教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本明彦教育長>

次に、議案第25号については取り下げし、欠番とします。

次に、本日は追加議案2件を準備しています。

<松本明彦教育長>

それでは、議案第26号「京丹後市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<川村義輝教育次長>

議案第26号でございます。

京丹後市教育委員会事務局組織規則について、所要の改正を行うものです。

それでは、新旧対照表を御覧ください。

まず、第2条ですが、本文の次に「ただし、必要があるときは、課に室を置くことができる。」とただし書きを加えます。

また、第2条の表中、教育総務課の係を「庶務係 施設係」から「教育総務係」に改めます。

次に、第3条ですが、本文中の「課」の次に「、室」を加えます。

また、第3条第1号ア「庶務係」を「教育総務係」に改めます。

これまで庶務係と施設係で分かれていた事務分掌の内容を、新旧対照表のとおり「教育総務係」の事務分掌としてまとめています。

次に、第14条ですが、見出しを「課長の専決事項」から「課等の長の専決事項」と改めます。

また、第14条第1項を『課長及び室長（以下、「課等の長」という。）は、決裁規程に定める本庁課長の専決に係る共通の事項を専決することができる。』と改めます。

さらに、第14条第2項第1号と第2号を削り、新旧対照表のとおり、表を加えます。

次に、第15条中「課長」の次に「又は室長」を加えます。

附則として、施行日を令和8年4月1日としております。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

〈松本明彦教育長〉

議案第26号を説明させていただきました。
御質問、御意見等がございましたらお願いします。

〈全委員〉

なし。

〈松本明彦教育長〉

それではお諮りします。
議案第26号「京丹後市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈松本明彦教育長〉

異議なしと認め、承認いたします。

〈松本明彦教育長〉

次に、議案第27号「京丹後市学校施設の長寿命化計画の見直しについて」を議題といたします。
事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈川村義輝教育次長〉

議案第27号でございます。

本計画は、平成25年11月に国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」並びに、平成27年3月に文部科学省で策定された「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）」に基づき、また、既に市で策定している「京丹後市公共施設等総合管理計画」及び同計画の個別施設計画編との整合性を保ちつつ、令和3年3月に京丹後市学校施設の長寿命化計画（学

校施設の個別施設計画)を策定しています。この度、策定から5年が経過しますので、後期の5年間の見直しを行ったものです。

基本的に老朽化に対する対策として、国が示す考え方は計画策定時から変わらないところであり、今回の見直しについては、時点修正や時点による見直しを行ったところです。

それでは、本計画の見直し内容について御説明いたします。

資料1、見直しのポイントとしている資料を御覧ください。

今回の見直しは、計画第7章「継続的運用方針」におけるフォローアップの規定、すなわち、計画期間を10年間としつつ、5年を目途に点検・評価結果の更新や社会情勢、財政状況等を総合的に勘案して見直すとしていることを踏まえ、策定から5年後のタイミングで行うものです。

見直しのポイントは、大きく2点「時点修正」と「時点の見直し」です。

資料3、京丹後市学校施設の長寿命化計画(案)の計画書も合わせて御覧ください。

なお、資料2、京丹後市学校施設の長寿命化計画(学校施設の個別施設計画)見直し事項でも見直し内容を整理しています。

第1に、計画策定時から現時点までの「時点修正」です。具体的には、計画書2ページの部分です。計画に位置づける関連計画を最新化したものです。

また、5ページから9ページの部分では、学校数、児童生徒数・学級数の推移、施設配置図、直近の施設関連経費など、統計・実績データを更新しています。御承知のとおり、児童生徒数が減少していく状況に変わりはございません。10ページから16ページの部分では、施設面で、学校施設の保有量、建築年数、劣化状況評価、26ページでは改修の優先度について、最新の台帳・点検結果等に基づき見直しを行いました。

第2に、時点の変化に伴う「時点に伴う見直し」です。将来推計の前提となる単価等を、近年の建設コスト上昇等を反映し、維持・更新コスト将来推計における改築単価や改修単価を見直しています。

その結果、11ページに示す建替え中心で不具合が生じてから対応する整備を続ける従来型と、20ページに示す施設をできる限り長く使い続ける長寿命化改良を加える長寿命化型のコスト比較については、従来型が40年間の総額650億円、長寿命化型が623億円となります。ただし、長寿命化型の築80年からの改築経費については、将来、少子化等による適正配置等、学校の集約化が予測されますが、それらを踏まえたものとはなっていないところです。

22ページの部分では、令和4年2月に策定しました「京丹後市学校適正配置基本計画」との整合を明確化し、今後の適正配置の検討・調査を踏まえながら、各施設にふさわしい改修時期や実施回数、使用年数の検討を進める方針としています。

学校適正配置基本計画においては、令和12年度までの計画期間ですが、次期計画策定に向けた調査、検討を速やかに行いながら、長寿命化整備事業を進めていくこととしています。

本市においては長寿命化整備事業が進んでいないところですが、施設の老朽化が進んでいる状況であり、この先、長寿命化整備事業だけでなく、新築、改築も検討が必要となること

も想定されます。見直し後も、計画の継続的な運用を行ってまいります。

また、学校施設の長寿命化だけでは限界がある面もあるため、適正配置の取組と両輪で、将来の財政負担と教育環境の確保を両立できるよう、計画的に進めていきたいと考えています。

以上、長くなりましたが、見直しの説明とさせていただきます。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

<松本明彦教育長>

議案第27号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<田村浩章委員>

御説明いただいたとおり、どの施設も老朽化が進んで、子どもたちのために、きれいに安全にということは大変なところだというふうにも思いますし、加えて、再配置も十分考慮しながら進めていかなければいけないので大変難しいところだとは思いますが。

この長寿命化とは少しずれるかも分からないんですけども、老朽化で、これで言うと峰山小学校の旧校舎なんかはこの対象から外すというようなことが書いてあったとも思いますし、各学校の、例えば中学校のプールなどは今でも学校施設という扱いになって補修をしていかなければならないという扱いになっているのか、この計画では峰山小学校の校舎は外すというふうになっているので、それはノータッチという考えなのか、その辺りどういう捉え方をされているのか御説明をお願いします。

<西村隆教育総務課長>

まず、峰山小学校の校舎の関係です。

この計画から外すとしておりますのは講堂の部分でございます。これは見直し前の計画の段階から、かなり築年数が古いものでございますので、また教育利用していないということがございますので、見直し前からこの計画からは除外をしていたということでございます。ただ、その棟の部分が入っていた表になっておりましたので、今回整理をさせていただいて、そこを除いたということでございます。

それから、学校のプールの関係でございます。

この長寿命化計画につきましては、建物について計画を定めるということになってございまして、プールについては建物ではございませんので、基本的にはプールはこの長寿命化計画の中では改修などには入っていないということになっております。ただ、学校施設ということではもちろんございますので、必要な対応につきましては、これまでからしているところでございます。

ただ、一定規模、例えばポンプの交換やプール槽の交換、やり直しというような大きなものについては、今、対応するというにはしておりませんので、現に網野北小学校のプールについては、民間委託で実施をしているところでございます。規模の小さな修繕については、今も継続的に行いながら、プールの授業をしていただいているといったことになってございます。

中学校のプールにつきましては、授業での活用が現在ございません。ただ消防水利ということになっているプールがございまして、その部分については消防水利として活用しているということでございます。

特に今、修繕をするとか、そういったことの計画はございません。

<田村浩章委員>

ということは中学校のプールは学校施設ではないということですか。管理責任というか。

<西村隆教育総務課長>

管理責任はございます。学校内の活用していない施設ということの中で、一定の管理は必要なものになっております。

<松本明彦教育長>

学習指導要領的に言いますと、全国の中で適切な水泳の場が確保できない場合は授業を行わないことができるというただし書きがございまして、本来は小中ともに行うほうがもちろん学習指導要領上望ましいということではありますけれども、その規定をもって、中学校では適切な水泳場がないという判断で実施をしていないということになっておりますけれども、施設としては学校施設ということで、安全管理等は発生しているということでもあります。

<田村浩章委員>

でもこの計画からは、建物ではないので外れているということですね。

<西村隆教育総務課長>

はい。

<松本明彦教育長>

そのほか、御意見、御質問等がございましたらお願いします。

〈野木三司委員〉

5年前にこれが策定されるときにも質問したように記憶しているんですが、例えば、建物の中で塀というのは、これは建造物に当たるのでしょうか。

〈西村隆教育総務課長〉

学校敷地と民地などとの間にある塀でございますね。学校が建築当時に設置したものであることであれば、学校の建造物ということになります。

〈野木三司委員〉

私が思い出す限り、学校内にブロック塀という形ではあまり記憶をしていないんですが、もしそのブロック塀などが中にある場合、以前、大阪での地震のときに児童が亡くなったということで、随分マスコミのほうでも、そのブロック塀に対する疑問みたいなものがよく出ておりましたが、それと併せて質問させていただいたように記憶しているんですが。

そういう塀、特にブロック塀などに対して、どういうふうにしていくか、撤去していくのか、こういう形にするのかといったことは、この計画の中にはまだ謳われていないのでしょうかね。

〈西村隆教育総務課長〉

この長寿命化計画は、書かれているとおり建物を対象にしておりますので、ブロック塀をどうするかというところまでは記載のないものです。

大阪の地震で倒れてきたブロック塀の被害に遭われたお子さんたちがいたということの中で、当時、学校施設のブロック塀についても点検をするようにという指示があったと記憶しております。

そこで必要な対応は、そのときにされていると認識をしておりますし、そのときには通学路などについても指示があって、点検もされていたということでございますので、その大阪の地震の中でのブロック塀対策ということは、一定、その当時にされたものと認識しております。

〈松本明彦教育長〉

そのほか、何か御質問、御意見等ございませんか。

それではお諮りします。

議案第27号「京丹後市学校施設の長寿命化計画の見直しについて」につきまして、承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈松本明彦教育長〉

異議なしと認め、承認いたします。

〈松本明彦教育長〉

以上で本日の議事は全て終了させていただきました。

続いて、3のその他ということで、何かありましたらお願いしたいと思います。

ないようでしたら、以上で第6回京丹後市教育委員会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

〈閉会 午前10時10分〉

[4月定例会 令和8年4月10日(金) 午後4時00分から]